

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（委員の任期）</u> 第2条の2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>委員は、再任されることができる。</u> 3 <u>委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u></p>	〔新設〕

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、この条例による改正後の第2条の2第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

建築基準法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p><u>（条例への委任）</u> 第83条 この章に規定するものを除くほか、<u>建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>	<p><u>（委員の任期）</u> 第80条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>委員は、再任されることができる。</u> 3 <u>委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u> 〔同左〕 第83条 この章に規定するものを除く外、<u>建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。</u></p>

【施行日】平成28年4月1日